

第6号議案

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条
例

別紙のとおり

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

(蒲郡市部等設置条例の一部改正)

第1条 蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

第2条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 協働のまちづくりの推進に関する事項

(8) 男女共同参画の推進に関する事項

第2条に次の1号を加える。

(9) 国際交流に関する事項

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報化推進に関する事項

第8条に次の1号を加える。

(5) 企業立地及び企業誘致に関する事項

第9条（見出しを含む。）中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

(蒲郡市青少年センター設置条例の一部改正)

第2条 蒲郡市青少年センター設置条例（昭和38年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「蒲郡市旭町17番1号」を「蒲郡市港町17番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。